

エリア(圏域)を踏まえた
保育園、児童館・センター等の再編の方針
(案)

令和4(2022)年3月

子育て支援部

1 基本的な考え方

- (1) 公設保育園及び児童館・センターでは、第2次総合計画の最終年である令和5年で築45年以上となる施設が、4保育園、4児童館・センターあり、施設の将来のあり方を定めたいと、第3次総合計画では、計画的に施設更新等を進める必要がある。

施設区分	施設名
保育園	なかまち※、はこべら、ひがし※、やぎさわ※
児童館・センター	新町、田無、中町、ひばりが丘北

注1) すでに民設民営化の対象となっている公設保育園を除く。

注2) ※は地域子育て支援センター

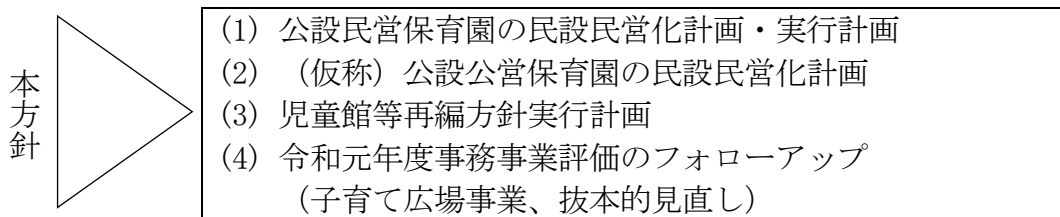
- (2) 第2次総合計画・後期基本計画では、行政サービスにおけるエリア（圏域）設定の再構築が課題とされており、次の視点を踏まえた再構築を進める必要がある。

- エリア（圏域）については、福祉圏域を踏まえつつ、現状9つある中学校学区を前提に進める。
- 児童福祉分野における再構築は、子ども家庭支援センターのどか・地域子育て支援センターが令和6(2024)年（第3次総合計画1年目）、児童館機能が令和10(2028)年（第3次総合計画5年目）とされている。

- (3) 保育園（地域子育て支援センター）、児童館・センター及び子育て広場（のどか広場、ピッコロ広場）は、『子ども・子育て支援事業計画』で地域子ども子育て支援事業の(7)地域子育て支援拠点事業として、現状の18か所を確保することとしている。

- (4) (1)から(3)を踏まえ、保育園（地域子育て支援センター）、児童館・センター及び子育て広場について、圏域の考え方を踏まえ、将来的な配置と施設更新の方針（以下「本方針」という。）を示す。

2 1を反映する、あるいは整合を図る計画等



3 前提条件

- (1) 設置・運営主体

施設区分	設置・運営主体	備考
保育園 (地域子育て支援センター)	1 公設公営 2 民設民営ほか	公設公営を基本とする。
児童館 (学童クラブを含む)	1 公設民営 2 公設公営	公設民営は委託とする。
子育て広場	1 公設公営	

(2) エリア（圏域）設定

- ① 保育園（地域子育て支援センター）は、9 中学校学区域での確保を基本とする。
- ② 地域子育て支援センターは、学区域で公設公営保育園の確保が困難な場合は、私立認可保育園や子育て広場での代替的な機能確保についても検討する。また、学区域の特性を踏まえ（南北に長い等）、隣接学区域での確保も想定する。
- ③ 児童館は、「児童から青少年の居場所」として、9 中学校学区域での確保を基本とする。また、児童館を補完する「児童の居場所」として、別に 18 小学校での学童クラブと放課後子供教室の連携を進める。
- ④ のどか広場は、子ども家庭総合支援拠点・のどかの付帯施設（幼児専用スペース）として扱い、学区域での確保の対象外とする。

(3) 施設更新

- ① 建替・長寿命化を基本に検討する。建替の場合、建設コストを圧縮するため、近隣への移転、複合施設化についても検討する。
- ② 民設民営化を予定する施設（複合施設や一体整備の一部を含む）については、民間活力による施設整備を基本に検討する。
- ③ 保育園（地域子育て支援センター）の施設更新は、既存施設の狭あいさ、これまでの整備実績・活用状況を踏まえ、延床面積 1,000 m²以上を基本とする。
- ④ 児童館・センターの施設更新は、用途地域を踏まえ、600 m²程度を基本とする。
- ⑤ 施設更新は、学校施設など、他の公共施設分野の更新と重なる場合、エリア（圏域）を踏まえたうえで、当該施設との合築や一体整備となる可能性は排除しない。

(4) その他

3(2)③「児童の居場所」の確保を踏まえた、学童クラブの小学校への移転、運営委託化及び放課後子供教室との連携の推進は、以下 4 の進ちよくに関わらず取り組む。ただし、4 を踏まえた実施の優先順位付けに留意する。

『放課後子供教室事業の今後のあり方について（提言）』（平成 30 年 4 月）抜粋

第 3 章 これからの放課後子供教室のあり方

放課後子供教室の更なる充実に向けて

- 保護者の就労状況等に関わらず、全ての子どもが放課後における様々な体験・活動を行うことができる環境を整備するため、地域の実情に合わせて多様な運営主体による放課後子供教室についても検討されたい。

4 今後の取組

本方針を踏まえ、設定するエリア（圏域）ごとの再編の詳細について、令和 4 年度以降、実行計画を策定する。